

西川原駅自転車等駐車場施設管理用カメラ等機械設備賃貸借（その2）仕様書

1. 件名 西川原駅自転車等駐車場施設管理用カメラ等機械設備賃貸借（その2）
2. 場所 岡山市中区西川原一丁目地内
3. 賃貸借物件 賃貸借に係る施設管理用カメラ等の仕様及び数量は、別表1. 賃貸借機器一覧表及び別紙1. 機械設備仕様書のとおりとする。
4. 納入場所及び方法等
賃貸借物件の納入場所は、別図1・2のとおりとする。なお、本賃貸借には当該機器設置費、配線費、取付調整費を含むものとする。
5. 履行期間
準備期間 契約日から令和6年9月30日まで
賃貸借期間 令和6年10月1日～令和12年9月30日まで
6. 支払い方法
 - (1) 賃貸料は6ヶ月毎払いとする。
 - (2) 当初契約額を72で除して得た金額を月額賃貸料とし6か月分を請求すること。
 - (3) (2)で計算した月額賃貸料に1円未満の端数が生じる場合には、初回の支払日に支払う。
7. カメラ等の保守管理等
賃貸者は、施設管理カメラの画像を録画し、必要に応じてデータを提出できるように保守点検を行うものとする。
 - (1) 録画範囲については、事前に本市と協議すること。
 - (2) 6ヶ月に1回施設管理カメラ等の「外観点検」「記録画像の状態確認」「動作履歴の確認」「録画装置周辺のクリーニング、設定内容・ログ確認、ファン点検」を行い、報告書を提出すること。
 - (3) 録画装置を適切に動作させるため状況に応じて、「録画装置のファン交換・HDD交換」を行うこと。
 - (4) 録画された画像については岡山市の所有とする。
8. 施設管理カメラの遠隔監視
 - (1) 賃貸者は、施設管理カメラの録画について通信機器等を設置し、異常或不具合等の発生について24時間いつでも確認できるようにしなければならない。
 - (2) 市職員からの機器にかかる問合せには速やかに対応しなければならない。
 - (3) 各施設の画像確認及び録画データの管理を行うため不具合発生時には、随時対応す

ること。また、点検に伴う回線使用料も当初契約の賃貸料に含むものとする。

- (4) 施設管理カメラ動作異常・録画異常を確認したときは、異常原因を確認するとともに応急措置を行い。事態の拡大防止に努めること。
- (5) 保守点検を行い、その結果及び修理を行った時は、その旨を書類により毎月報告すること。

9. 連絡体制・報告事項

賃貸者は、休日及び時間外を含む 24 時間連絡ができる対策を講じなければならない。必要がある場合は、市へ速やかに報告しその指示に従うこと。

上記 7(2) および 8(5) に記載する報告書のうち定期的のものは、作業実施翌月の 10 日（3 月分については、3 月 31 日）までに、随時の報告書はその都度提出し、監督員の確認を受けること。

10. 鍵等の授受

- (1) 本賃貸の保守管理等に必要な設備の鍵は貸与する。
- (2) 鍵の貸与を受ける場合、賃貸者は借用書を提出すること。
- (3) 本賃貸の保守管理等を履行するにあたり鍵の複製が必要な場合、監督員に協議の上、賃貸者の責任においておこなうことができる。
- (4) 賃貸者は、本業務が完了した場合、速やかに鍵の返却を行うこと。（賃貸者の責によって複製した鍵も含む。）
- (5) 賃貸者は、鍵の取り扱いには十分注意し、万が一紛失、破損した場合は監督員と協議の上、賃貸者の責任において鍵の交換を行うものとする。

11. 費用負担等

- (1) 賃貸者所有機器の設置・撤去、保守点検・監視作業、消耗品に係る費用は、すべて賃貸者の負担とする。
- (2) 各施設の画像確認及び録画データ管理に必要な通信端末及び通信費用、その他設置に必要な金具等についても賃貸料に含むものとする。
- (3) 電気料金は本市の負担（駐車場内のコンセント等の使用）とする。なお、その使用にあたっては極力効率的な使用に努めること。
- (4) 本賃貸借設置作業の結果、実施の必要が生じた現場作業・事態に応じた適切な処置において、本市設備の機器・部品の修理・交換等の必要が生じた場合は、監督員と協議し、作業内容・仕様、実施時期及び料金を定めたいうでこれを行うこと。
- (5) 応急処置に係る費用については、別途協議するものとする。
- (6) 賃貸者は、賃貸者の責により、広場、本市、第三者に生命・身体・財産上の損害が発生した場合は、法令の定めるところにより賠償するものとする。
- (7) 地震等天災地変、その他不可抗力及び諸法規の改定又は官公庁の命令及び指導により発生する本市設備の修理又は取り替えについては、本賃貸借の対象外とする。
- (8) 賃貸借物件、電源と各機器の配線について以下の場合は、交換に要する費用は本調達に含むものとする。
 - ア) 電源と各機器の配線について、経年劣化や使用状況により交換が必要な場合

イ) 貸借期間中に異常が発生した場合

- (9) カメラ等設置時にカメラ本体の動作確認や色彩調節及び録画設置やモニターとの連携確認等を実施すること。
- (10) 管理用PCは、西川原駅の野外用ラックに設置し、ネットワーク回線の連携確認を実施すること。
- (11) 市職員及び管理者に対して、カメラ等の操作方法を指導すること。これに係る費用は、賃貸料に含むものとする。

12. 安全管理等

- (1) 賃貸者は、事故防止と安全確保に万全の措置をしなければならない。
- (2) 人的被害の解消のために行う応急復旧については、すべてに優先して行うこと。

13. 予算の減額又は削除に伴う賃貸借解除

- (1) 本賃貸借契約は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本市は、この契約を変更又は解除することができる。

14. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、本市と賃貸者が協議して定めるものとする。
- (2) 賃貸者は、機器の保守・管理について専門知識・技術者を有する業者に発注することができる。その場合は、本市に下請負通知書等、必要書類を提出すること。
- (3) 賃貸者は、契約書作成に合わせて「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (4) 賃貸者は、賃貸借契約が終了した際には、本市の指示のもとに、すみやかに業務で収集した個人情報を返却、廃棄、又は消去しなければならない。
- (5) 賃貸者は、すべての業務従事者に、賃貸借契約終了後もこの契約に基づく業務において知りえた個人情報を漏洩することのないよう指導しなければならない。